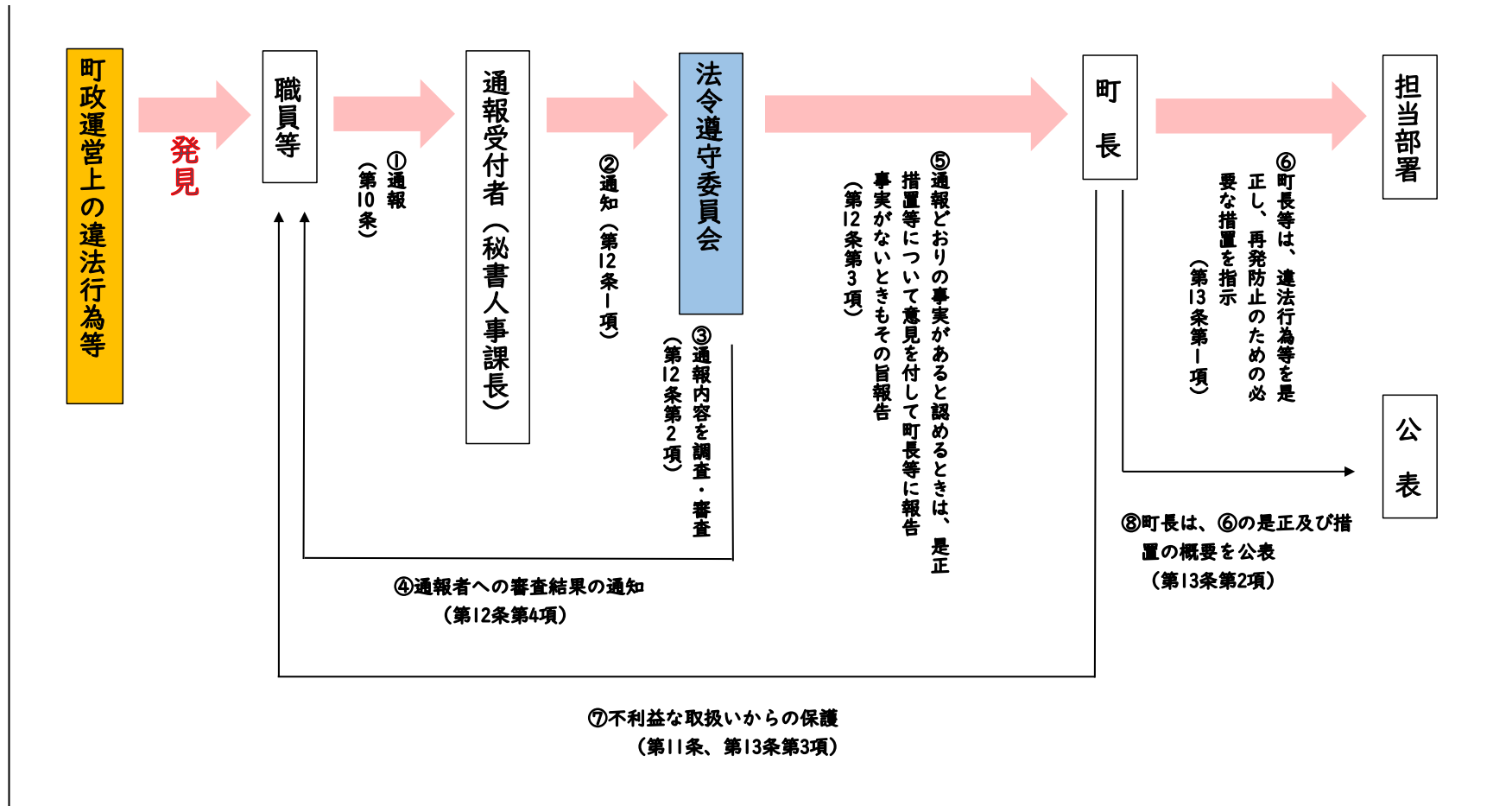


内部公益通報制度フロー図



内部公益通報制度とは

職員等が、町が実施する事務又は事業に係る行為について、次に掲げるいずれかの事実が生じ、又は生じようとしていると思料する場合において、当該行為について通報すること（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で行うものを除く。）をいう。

ア 法令等に違反し、又は違反するおそれがある事実

イ 町民の生命又は身体の保護及び利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保等に重大な影響を与えるようなおそれがある事実

ウ 町に対する町民の信頼を損なうおそれがある事実

エ 職務上知り得た秘密を漏えいさせようとするおそれがある事実

オ 公務員としての職務に関する倫理に反するおそれがある事実

カ 法令等により与えられた権限の行使に当たり、公正中立な執行を妨げるおそれがある事実